

平成26年6月26日

議長湯口史章様

議會改革檢討委員會

委員長 森 本 正 行



諮詢事項に対する提言について（第3次）

当議会改革検討委員会では、各検討事項について、調査研究・議論を重ねました結果、別紙のとおり一定の結論に至りましたので、提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

※参考資料として、具体的検討事項を別添のとおり添付させていただきます。

諮詢事項1 議会の権限強化について

○委員会活動の活性化について

このことについては、前半の委員会において執行部からの提案内容の説明後に質問ができるようにとの提案により審議を行いましたが、現状のとおり質問は後半の委員会で行うとすることにまとめました。

○決算、予算特別委員会における総括質疑の方法とその時期について

このことについては、方向性を出さないこととし、問題点の整理にとどめることとしましたが、決算審査特別委員会と予算審査特別委員会で総括質疑の方法が異なる（会派質疑と個人質疑、持ち時間の違いなど）ことについて、統一できないかなどの指摘がありました。（解決に向けた検討を願います。）

○代表質問のあり方について

このことについては、一問一答式や関連質問の導入などの提案があり審議を行いましたが、現状のとおり一括質問・一括答弁とすることにまとめました。

なお、質問席で行う2回目以降の質問・答弁の進め方について、審議の状況がよりわかりやすくなるよう、通告内容における大項目ごとの一括質問・一括答弁とされるよう提言します。

○決算審査で事業評価を行い、次年度予算に反映させる

このことについては、提案者から取り下げの申し出があり、委員会として平成26年5月13日に取り下げを承認いたしました。

諮詢事項3 議会及び議員活動について

○本会議での質疑の発言内容の制限・回数の見直し

このことについては、現状のとおりとすることにまとめました。

なお、質疑内容を当局に明確に示すために行う補足的説明としての意見を認めてほしいとの議論がありましたので、質疑において「自己の意見を述べることができない」とされている「意見」の範囲について、今一度各議員に対し周知徹底を図っていただくよう願います。

議会改革検討委員会 具体的検討事項一覧（平成26年6月26日）

短期的検討事項

- 委員会での議員間討議について（提言済み・第1次）
- 「議会報告会」「意見交換会」等の開催について（提言済み・第2次）
- 公聴会・公開討論会など市民との交流会の開催（提言済み・第2次）

中期的検討事項

- 委員会活動の活性化（今回提言・第3次）
- 決算、予算特別委員会における総括質疑の方法とその時期について（今回提言・第3次）
- 決算審査で事業評価を行ない、次年度予算に反映させる（H26.5.13 取り下げ承認）
- 本会議での質疑の発言内容の制限・回数の見直し（今回提言・第3次）

長期的検討事項

- 重要な計画等及び機構改革等を事前に議会へ報告・意見を聴取する
- 議案（当初予算及び補正予算、条例の設置・改廃）の事前説明を全議員に対し行なう
- 反問権の付与
- 代表質問のあり方（今回提言・第3次）
- 議会研修会の充実
- 議決事件の範囲の拡大（基本計画、実施計画を議決事件に加える）
- 議員報酬について
- 政務活動費の交付額について
- 議長・副議長の立候補制の採用
- 議長・副議長の選挙のルールづくりと立候補表明について
- 交渉会派の構成人数の見直し
- 交渉会派の人数要件の緩和
- 請願・陳情について
- 政務活動費の条例化
- 会議の傍聴改革
- 各常任委員会の所管の分担見直しについて
- 議会基本条例の制定
- 正副議長の会派離脱について
- 鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて